

## 記念講義

# 清代中期における軽度命盜案件の裁判手続

——「詳結」を中心として——\*

鈴木 秀光

## 一 はじめに

### 1 清代の裁判手続

#### (1) 基本事項

清代の裁判制度について、まず基本事項を確認する。

五刑とは、清代の法律たる『大清律例』が規定する主要な五種類の刑罰のことである。「笞」、「杖」、「徒」、「流」、「死」のことである。笞、杖は身体を叩く刑罰、徒、流は流謫する刑罰、死は死刑である。

清代の裁判は官僚が担当する。裁判に関与する官僚として、下級より、州では知州、県では知県が担当する。そして知州・知県の上司として、府の知府が存在する。知府の上司には省の按察使があり、按察使の上司にあたるのが省の總督・巡撫である。總督・巡撫とは總督・巡撫の連称である。中央政府の部分については省略する。また場合によっては知府と按察使の間に位置する道の道台が関与することもあるが、これについても省略する。

#### (2) 先行研究と関係史料

清代の裁判制度は大きく「自理」と「覆審」に区分することができる。自理とは州県官、すなわち知州、知県自らが完結して発落するものであり、覆審は官僚制の各段階で審理を繰り返して完結するものである。

\* 本文は2013年7月2日に南開大学法学院で行った記念講義の原稿である。この講義は、2010年3月13日に台湾の政治大学で行った「青年法史学者論壇」における同名の報告に修正を加えたもので、元となつた研究は拙稿「詳結——清代中期における軽度命盜案件処理」(『法学』63巻4号、1999年)であり、拙稿に対する滋賀秀三氏の書評(『法制史研究』50号、2001年)を参考にした。なお講義は中国語で行ったが、掲載にあたって日本語に翻訳した。

自理と覆審に関しては二つの見解がある。一つは鄭秦氏に代表される見解である<sup>1)</sup>。この見解によれば、基本的に刑罰を基準として手続が区分される。すなわち、笞杖の案件は自理であり、徒以上の案件では覆審となる。この見解に関する資料として『清史稿』が存在する<sup>2)</sup>。またこうした区分は、台湾の代表的な研究者である那思陸氏や日本の代表的な研究者である滋賀秀三氏も採用する<sup>3)</sup>。

もう一つは柏権氏に代表される見解である<sup>4)</sup>。この見解によれば、基本的に案件の種類を基準として手続が区分される。戸婚田土のような民事的な案件では自理を原則としつつ、徒以上の時には覆審が求められる。それに対して命盜のような刑事的な案件では、刑罰の重さに関わらず覆審が適用されたとする。この見解に関する史料としては『会典』が存在する<sup>5)</sup>。

戸婚田土の案件および徒刑以上の命盜案件の裁判手続については、両者の見解は基本的に同じである。それでは笞杖相当の軽度命盜案件では、その裁判手続はどうなるであろうか。もし前者の見解によれば、笞杖の案件であるため自理が適用されると考えられる。しかし後者の見解によれば、命盜案件であるため覆審が適用されると考えられる。

## 2 軽度命盜案件の裁判手続

それでは実際に軽度命盜案件ではいかなる手続が用いられていたか。例えば命案の一つ

1) 鄭秦『清代司法審判制度研究』(湖南教育出版社、1988年) 153、206頁。

州县“自理案件”就是州县全权管辖、可以作出发生法律效力判决的那部分案件；从《清律》五刑讲、就是笞、杖刑案件；从诉讼程序上讲、就是不必逐级审转、州县有终审权；从案件性质上讲、就是民事案件及一些轻微刑事案件和治安管理案件、主要是民事案件。

徒刑以上的(含徒刑)案件在州县初审后、详报上一审级复核、每一级都将不属自己权限的案件主动上报、层层审转、直至有权作出判决的审级批准后才终审。这样、徒刑至督抚、流刑至刑部、死刑最后直至皇帝、所以可以叫作“逐级审转复核制”。

2) 『清史稿』卷151、刑法三。

各省戸婚田土及笞杖轻罪、由州县完结、例称自理。……徒以上解府道臬司审转、徒罪由督抚汇案咨结。有关人命及流以上、专咨由部汇题。死罪……罪应凌迟斩枭者、专摺具奏、交部速议。……其余斩绞、俱专本具题。

3) 那思陸『清代州県衙門審判制度』(文史哲出版社、1982年) 7頁、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、1984年) 23~24頁。

4) 柏権『明清州県官群体』(天津人民出版社、2003年) 242頁。

州县有审讯权、但判决权力有限、除户婚、田土、钱债等小事可以进行调解处分、并且当场决断、宣读“审语”之外、还可以判决笞杖以下的刑罚。

对于刑事案件、哪怕是笞杖之类的罪责、州县官在原则上都要开具事由并提出自己的看法上报给上司、等待上司乃至中央的复批下来、才可以进行判决。

5) 光緒『欽定大清会典』卷55。

戸婚田土之案、皆令正印官理焉。罪至徒者、则达于上司以听核。若命案若盜案、得报即通详、狱成则解上司以审转、总督若巡抚审勘乃具题焉。

である「擅殺」は、刑罰として杖一百を規定するが、『読例存疑』の「按語」によれば「詳結」という手続が用いられていた<sup>6)</sup>。また盜案について、贓物が四十両以下の窃盜では刑罰は笞杖となり、場合によっては附加刑として枷号が科された。こうした窃盜案件の裁判手続について、湖南省の省例たる『湖南省例成案』の乾隆9年の規定によれば、こちらもまた「詳結」という手續が用いられることがあった<sup>7)</sup>。したがって、『読例存疑』や『湖南省例成案』より、軽度命盜案件においては少なくとも詳結と呼ばれる手續が存在していたことが分かる。

### 3 本報告の目的

それでは詳結とはいってどのような手續であろうか。また当時の軽度命盜案件の裁判手続として、詳結以外に他の手續が存在したのであるか。本報告の目的は、詳結を中心に、清代の軽度命盜案件の裁判手続を検討することである。以下、まず覆審制度の概略を確認した上で、詳結およびその他の軽度命盜案件の裁判手続を明らかにする。そして、軽度命盜案件の裁判手続を規定するにあたって重要な役割を有した「酌歸簡易条款」について検討する。なお史料的制約および報告者の問題関心より、検討対象の時期を清代中期に限定する。

## 二 軽度命盜案件の裁判手続

### 1 覆審制度の省内手続

覆審とは、一つの案件を下僚から上司へ順次審理を繰り返して完結する手續である。下僚が上司に案件を上呈する方法には二種類存在した。一つは案件の一件書類と犯罪者とともに上司のところへもたらすもので、「解」、「解審」、「招解」などと称された。もう一つは、案件の一件書類のみをもたらすもので、「詳」と称された。

6) 『読例存疑』、刑律断獄「有司決囚等第」条、乾隆40年条例附掲按語。  
如格殺罪人例得勿論、及擅殺罪止擬杖、亦系有閑人命、何以由県自行詳結耶。

7) 『湖南省例成案』刑律人命卷7、威逼人致死「議駁祁陽県条稟自尽命案隨詳擬結各條」(乾隆9年)。  
其罪止枷責窃案、除通報後獲犯者、仰遵撫憲批飭、先將獲犯日期其文通報、候批飭審、其當場賊賊両獲、及甫經報官、旋即獲賊、罪止枷責者、于初報文内、議擬詳結。

覆審制度において案件がいかに上司にもたらされたかについて、『読例存疑』の「按語」に「斬絞人犯、解帰督撫審擬具題。軍流止解臬司、專案咨部。徒犯解府並不解司、按季報部。此定章也」とある<sup>8)</sup>。ここでは、軍・流の案件について「専案咨部」と、また徒犯の案件について「按季報部」と言及するが、案件を省から刑部へもたらすことは督撫の職責であるため、ここでのすべての案件は督撫までもたらされていたことになる。そのうち、死刑案件では督撫まで、流刑と充軍の案件では按察使まで、徒刑の案件では府までもたらす手続として解が用いられていた。したがって、流刑と充軍の案件では按察使から督撫へもたらす手続、また徒刑案件では府から先の上呈の手続で詳が用いられていたことになる。

その他、覆審制度の例外的な規定として、例えば刑律「有司決囚等第」条の道光3年の条例が存在する<sup>9)</sup>。この条例は、州県から督撫に到る裁判の全過程において詳によって案件を上呈することを定めている。

したがって、覆審制度の省内手続において案件が州県から督撫まで上呈される方法として、すべてを解でもたらす方法から、すべてを詳でもたらす方法まで、いくつかの方法が存在していたことが分かる<sup>10)</sup>。しかし注意しなければならないことは、案件を上司にもたらす方法が異なっていたとはいえ、覆審が行なわれる案件はすべて督撫のところまでもたらされていたことである。覆審制度の省内手続においては、すべての案件が最終的に督撫までもたらされることを前提に、その上呈する方法に差異が生じていたことになる。

なお命盜案件では、『会典』に「若命案若盜案、得報即通詳」とあるように、事件が発生した段階で州県官は関係各上司に事件発生を報告する義務があり、この手続を「通詳」と称した。通詳とは、その語義としては関係する各上司に対して上行文たる詳文を上呈することを意味するのみであったが、ここでいう事件発生の報告もまた特に通詳と称された。命盜案件の審理において、関係各上司はまず州県からもたらされる通詳によって事件の発生とその概略を知り、その後に州県から順次審理が繰り返されることになった。

8) 『読例存疑』卷49、刑律斷獄「有司決囚等第」条、条例附載按語。

9) 『読例存疑』卷49、刑律斷獄「有司決囚等第」条、道光3年条例。

凡祖父母・父母因子孫触犯呈送發遣之案、該州縣于訊明後、不必解勘、止詳府司核明、転詳督撫核咨、俟部覆准即定地起解。若系嫡母・繼母及嗣父母呈送發遣、仍照旧解勘」。

10) 図示すれば次の通り。

死刑	知州・知県	(解)	知府	(解)	按察使	(解)	督撫
流刑	知州・知県	(解)	知府	(解)	按察使	(詳)	督撫
徒刑	知州・知県	(解)	知府	(詳)	按察使	(詳)	督撫
例外	知州・知県	(詳)	知府	(詳)	按察使	(詳)	督撫

なお徒刑について、乾隆40年以降の人命案件の手続は流刑と同様となった(『讀例存疑』卷49、刑律斷獄「有司決囚等第」条、乾隆40年条例)。

## 2 軽度命盜案件の詳結

### (1) 詳結

詳結とは、上司に詳文を上呈して批による裁可を経て完結する手続である。清代において、官僚が皇帝に奏摺を上呈してその裁可を得て完結する手続を「奏結」といい、皇帝に題本を上呈してその裁可を得て完結する手續を「題結」といい、刑部に咨文を送ってその許可を得て完結する手續を「咨結」と呼んだ。詳結もこうした語と同様、案件を完結する際に用いる文書の種類に着目する手續用語である。しかし、命盜案件においては事件発生を報告する通詳が求められていたことから、軽度命盜案件における詳結は手続上、特定の内容を有することになった。

### (2) 使用する詳文の内容

軽度命盜案件の詳結で使用する詳文について、『湖南省例成案』には「于初報文内、議擬詳結」とある<sup>11)</sup>。この「初報」とは前述の通詳を指すため、ここより州県官が命盜案件で義務づけられている通詳の中に、州県段階で審理して定擬した内容を併せて書き込んで、それを関係各上司にもたらしていたことが分かる。

11) 註 7 史料。

12) 四川省档案館編『清代巴県档案匯編 [乾隆卷]』(档案出版社、1991年) 103~104頁、「乾隆二十九年七月巴県為李洪窃案結案申冊」。

為被窃事。

卷查乾隆二十九年二月初三日、拋里民丁識美具報、正月三十日夜、被賊割壁入室、窃去銅線衣服、估贓銀一十二両七錢五分、彙入月報、奉批勒緝在案。茲於本年七月初八日、拋捕役蕭文・營兵劉勇、緝獲賊犯李洪并買贓之羅應元、起出原贓花氈一床、裙帶一副、到縣。卑職隨驗、無私拷傷痕、伝喚事主并牌保人等到案、當堂查訊。

問、拋丁識美供……。

問、拋牌頭鄒聖榮・保隣陳道著・陳應桂同供……。

問、拋羅應元供……。

問、拋李洪供……。

該巴県知県段審看得「李洪行窃丁識美家衣飾」一案。查李洪与吳玉傭工認識、乾隆二十九年正月三十日、吳玉至李洪家閑要、敘及貧難。李洪起意商同行窃丁識美家、吳玉允從。是夜二更、同夥二人潛至事主屋側、吳玉割壁入室、李洪在外接贓、攫取衣飾錢物、背回李洪家俵分而散。事主報縣、經卑職彙入月報、奉批飭緝。茲拋兵役獲賊李洪、查起原贓花氈裙帶到案、經卑職嚴加查訊、拋供前情、贓經主認、正賊無疑。此案估贓十二両七錢五分、係李洪起意為首、李洪合依「窃盜贓一十両杖七十」律、應杖七十、折責二十五板。訊係初犯、照例刺臂。收買裙帶之羅應元、訊不知情、牌保鄒聖榮等、本犯罪止杖責、例得邀免、均請免議。該犯究無窃劫別案、亦無同居父兄伯叔與弟知情分贓、均毋庸議。已獲之贓、給主具領。未獲之贓、在現犯名下追賠。逸犯吳玉、獲日另結。是否允協、理合具文呈詳憲台、俯賜查核、批示飭遵。除驗報總督部堂、并詳報督部堂兼撫憲暨臬道二憲、并本府外、為此備由、申乞照詳施行、須至申冊者。

しかしながら当時の史料をみると、すべての事案において事件発生を報告する通詳の中に定擬内容を書き込んでいた訳でもない。例えば『巴県档案』の輕度命盜案件の事例<sup>12)</sup>では、案件を報告することについて「彙入月報、奉批勒緝」とある。ここより巴県では、事件の発生を報告する場合、月ごとにまとめて報告する形式を採用していたことが分かる。しかし上司に対して定擬内容を伝えることに関しては、「李洪合依「窃盜贓一十両杖七十」律、応杖七十、折責二十五板。……并詳報督部堂兼摶撫憲暨臬道二憲、并本府外……」とあり、巴県では通詳の方式で関係各上司に杖刑とする窃盜案件の定擬内容を報告しており、こちらは月ごとにまとめるのではなく専案の方式を採用している。したがって巴県では、事件発生を報告する通詳と定擬内容を上呈する通詳とは別物であって、前者は月ごとにまとめる月報の方式で、後者は専案で処理する方式を用いていた。

以上のように、軽度命盜案件の詳結において使用する詳文には、上司に対して事件発生を報告する通詳の中に定擬内容も併せて書きこむ場合もあれば、定擬内容を上呈することを目的とした詳文が用いられることもあった。ただ、州県官が関係各上司に定擬内容を上呈するという点では共通しており、その共通性を前提として上呈する方法に差異が見られるに過ぎない。

### (3) 定擬内容の詳文を上呈した後の手続

州県官が関係各上司に定擬内容を通詳した後、省内においてはいかなる手續が行われていたか。江西省の省例である『西江政要』の乾隆23年の規定<sup>13)</sup>は、「各属通詳一切輕罪人犯、隨詳定擬各案」とあることから軽度命盜案件の詳結に関する内容であるが、ここでは州県が定擬内容を通詳した後の手續について「奉院批司核詳、不由府転」とある。これは、州県官からの通詳を受け取った巡撫が批によって按察使に案件の審理を命じ、按察使は詳文で審理結果を巡撫に報告し、巡撫の批による裁可によって完結する手續を意味する。しかしこの手續においては、知府は同じく州県官から通詳を受け取るもの、その上司た

13) 『西江政要』(按察使本) 卷1、「奉批核議案件府州隨時查核」(乾隆23年)。

查各属通詳一切輕罪人犯、隨詳定擬各案、奉院批司核詳、不由府転、固可以速案牘、而免拖延。法至善也。第其中有自尽人命及案涉地方民生之事、均閑至要、司間僅就各県原詳查核。其有疑竇顯然議擬未協者、自可分別飭查改議、以期允當。倘就案查核、則無可疑、而其間或另有他故捏飾增減、以致失實者。司間止憑縣詳核議、豈能周悉。而各該府州或以事不干己、始則聽批、繼則轉飭、便為了事。殊非慎重刑獄之意。嗣後各属一切通詳事件、除院司查有疑竇、批飭查覆者、遵批辦理外、如無疑竇、止須核議完結者、接奉院批、司即核議詳覆飭遵。而該府州於州縣隨詳議到時、務須隨時逐加查核。如有可疑之處及廉訪有別故者、即行專案詳明、聽司間核確。即或已奉司詳院批転行飭遵、該府州查其情罪不符、果有真知灼見、亦不妨拋棄具詳、以憑覆核再行転詳、憲核改正。

る按察使に審理内容を報告する義務が無いことになるため、その結果、知府は「事不干己」といった態度を取る危険性がある。また巡撫の命令を受けて審理する按察使も、ただ州県官からの通詳を審理するのみであるため、案件に対して十分な審理がなされない可能性もあった。そこでこの省例では、按察使が案件を審理すると同時に知府もまた州県官から通詳を受けた際に審理を行い、もし問題点を発見した場合はそれを報告して按察使が案件を審理する際の参考とすべきことを定めている。

もう一つは福建省の省例である『福建省例』の乾隆 31 年の規定である<sup>14)</sup>。この規定によれば、福建省において州県官が定擬内容を通詳した後の手続として、「由府詳司核転」とあるように、知府から按察使、按察使から巡撫へと順次覆審を行っていた。しかしそし知府は上司からの命令を受けて審理を始めたため、処理が遅延することとなった。そこでこの省例では、按察使の審理と同時に、知府もまた州県官からの通詳を受けた段階で審理を行い、審理後は問題の有無に関わらず按察使に報告することが定められた。

『西江政要』と『福建省例』より、詳結の手続として二つの方法が存在したことが分かる。一つは、州県官が定擬して通詳した後、知府と按察使が同時に覆審を行い、最後に巡撫が裁可するという方法である（以下、「詳結」と称する）。もう一つは、州県官が定擬して通詳した後、按察使が覆審し（あるいは知府と按察使が順次覆審し）、最後に巡撫が裁可するという方法である（以下、「詳結」と称する）。軽度命盜案件を審理する際、州県官は督撫以外に府と按察使にも事件発生を報告する義務を有していたことから、詳結の手続においては、巡撫が裁可する以前において、按察使、あるいは知府と按察使が詳文により覆審が行われた。これに対して上述の覆審制度では、州県官から督撫まで順次覆審が行われた。

### 3 他の軽度命盜案件の裁判手続

14) 『福建省例』（臺灣省文獻委員會、1997 年）第 3 冊 879 頁、刑政例上「外結案件府州加看詳司不必等候院司批示」（乾隆 31 年）。

竊查各県凡遇自尽路斃之人命、贓數無多之窃盜、傷未殞命驗經平復之閼歟、以及私姦・賭博・私宰等案、罪止枷杖者、俱照例定擬通詳、毋庸候批覆審。其情節是否已確、議擬有無未協、該管府州係親臨上司、有稽查核転之責。應駁應転、即當核辦、原不必坐待院司始行辦理。乃現在各府州遇此等案件、皆俟批到始辦。迨由府詳司核転、往返均需時日、離省窵遠之處、每至遷延數月之久、非速清案牘之意。且犯証守候發落、廢時失業、殊滋苦累。本司酌請、嗣後凡遇各縣通詳罪止杖刺枷責、及自尽路斃人命、例應外結等案、該管府州接到縣詳之日、即逐一確核、如情節已明、擬罪允協、立即加看詳司、以便核転。如應駁飭、亦即駁令覆查改正、一面將駁飭緣由報查、不必仍前等候院司批示。俾案得速結、犯無延累、於政務不無裨益。

詳結以外、軽度命盜案件ではどのような裁判手続が存在したか。史料からは以下の三つの方法を見出すことができる。

#### (1) (詳文を用いる) 逐級覆審

軽度命盜案件の裁判において、州県から順次覆審を行う場合も存在した。ここではそれを「逐級覆審」と称することとする。軽度命盜案件の審理において、案件を上司に上呈する際はすべて詳の方式が用いられていた。

『湖南省例成案』の乾隆 12 年の規定<sup>15)</sup>は、その前半部分が笞杖相当の窃盜案件の規定となる。笞杖相当の窃盜案件については、「人赃并獲」であるか、すなわち犯人を逮捕し赃物を確保しているかどうかにより二種類の手続を規定する。「人赃并獲」の場合、「即将人赃并獲縁由、同審定口供、加看議擬、通詳候批發落」という手續を定めるが、これは前述の詳結の手續を指す。そして「人赃并獲」でない場合は、「先行通報……另行定擬詳府、由司核轉完結」という手續を規定する。この「通報」とは命盜案件で義務付けられる事件発生の報告としての通詳のことであるため、ここでの手續は、まず州県官が関係各上司に事件発生を通詳し、その後、州県から順次詳文を用いて覆審して巡撫の裁可により完結するという内容になる。したがってこの省例は、「人赃并獲」であるかどうかで、詳結と(詳文を用いる) 逐級覆審という二種類の手續を定めていると言える。

詳結も逐級覆審もいずれも詳文を用いて覆審をするものの、そこには手続上の差異が存在した。それはすなわち、詳結の場合、州県官が定擬内容を通詳することであった。州県官が定擬内容を通詳することは、省内の関係各上司が最初から初期の審理内容に触れることになるため、上司らは案件の結論の概略を予め知ることとなった。ここより、通詳を伴う詳結では案件処理の迅速性を重視し、通詳を伴わない逐級覆審では慎重な審理を重視したことになる。

#### (2) 通報立案

軽度命盜案件の裁判手続のうち、前述の詳結と逐級覆審は、いずれも最終的に巡撫の裁

15) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷 2、窃盜「失窃之案、人贓全獲、審擬通詳、候批發落。犯贓未獲、先行通報、拘犯起贓定擬、由府司轉請完結」(乾隆 12 年)。

嗣後凡有失窃之案、如事主初報到官、尚未通詳、隨經人赃并獲、或已經通詳飭緝、人赃并獲、訊無疑竇、罪止杖刺、無庸解審者、即将人赃并獲縁由、同審定口供、加看議擬、通詳候批發落。若犯未全獲、贓未全起、不能即日定案者、仍照旧例、先行通報、一面拘犯起贓、另行定擬詳府、由司核轉完結。其罪在徒流以上之案、仍行招解審転。

可により完結する覆審の一種である。しかしこれら以外に州県の自理となる手続も存在する。すなわち、州県官の審理後に上司が裁可する必要がなく、州県官が自らの判断で刑罰を科す「先行発落」の方式である。こうした手続の一つとして、州県官が自らの判断で刑罰を科した後、専案でその結果を関係各上司に報告する「通報立案」が存在する。

『西江政要』の乾隆 29 年の規定は、以前に制定した手続的規定を再度確認して通達するものである<sup>16)</sup>。以前の規定とは、乾隆 20 ~ 22 年に江西按察使の任にあった蘇崇阿が後述する乾隆 20 年の酌帰簡易条款の内容に修正を加えたものである。この省例の前半部分では、笞杖相当の窃盜案件の裁判手続として、通常の場合において酌帰簡易条款に依拠して詳結を用いることを規定する。そして後半部分では、「貯在一両以下、于事主報到之日、即已人貯並獲、審無窃劫別案」という場合に、通報立案を規定する。

なお通報立案で報告する上司の範囲について、この省例には特に言及はない。しかし通報立案が特定の状況において詳結に代替することからすれば、その範囲は詳結と同様であったと考えられる。

### (3) 彙報

州県官による先行発落のもう一つの手続として「彙報」が存在する。これは、州県官が案件を審理して刑罰を科した後、月ごとあるいは季節ごとにまとめて上司に報告することである。

例えば、浙江省の省例たる『治浙成規』の乾隆 21 年の規定<sup>17)</sup>は、後述する酌帰簡易条款を踏まえて制定されたものであるが、笞杖相当の窃盜案件について、通常の場合は酌帰簡易条款に依拠して詳結を用いることを規定する。そして「偷雞窃犬、与掏摸曬晾服、盜取禾麥、人貯現獲」という犯罪内容がより軽微な場合は、州県官が審理して処罰した後、月ごとに案件の概要を上司に報告することを定めている。

16) 『西江政要』卷 8、「罪止杖刺枷責窃案獲賊隨詳擬結 巡典弓兵捕役獲賊隨解印官審詳 州縣不得委令員役帶犯起貯識認事主」(乾隆 29 年)。

本司遵查、乾隆二十年奉到簡易条例内開「獲賊窃案、罪止枷責、外結事件、令州縣于獲犯時、訊確供情、即行定擬詳結、不必候批復審」等語。嗣經蘇前司、以各省原議尚有參差小異之處、分晰核議、請以「獲賊罪止杖刺枷責之案、飭令州縣定擬通詳、候上司核明批示發落。惟貯在一両以下、于事主報到之日、即已人貯並獲、審無窃劫別案者、許該地方官即行審明、刺責發落、通報立案」等因、詳奉批允、通飭遵照在案。

17) 『治浙成規』卷 5、「零星小窃、人貯並獲者、地方官審明、徑行発落、於月底造冊報查」(乾隆 21 年)。嗣後窃盜小犯、如偷雞窃犬、与掏摸曬晾衣服、盜取禾麥、人貯現獲者、到案之時、即令州縣審明、照例刺字責懲追貯発落、後交親屬收管。仍令於每月底、將発落過此等案犯情由、造冊通送查核。如情節未確、及入室攫貯等案、雖罪止杖刺、仍須遵照簡易条款、議擬通詳候示。毋得擅行発落、致有漏縫。

もう一つは、広東省の省例たる『粵東省例新纂』の規定である<sup>18)</sup>。この省例は道光25年段階の内容となるが、贓物が五十両以下となる笞杖相当の窃盜案件で、他の犯罪が行われていなければ、例に照らして杖刺として発落し、季報に入れて詳文で報告することを定めている。

彙報で報告がなされる上司の範囲について、いずれの省例にもその規定がない。しかし『治浙成規』の規定から判断すれば、彙報は詳結に代替するものであるため、その範囲もまた詳結と同様であると考えられる。

#### 4 小結

清代中期の軽度命盜案件の裁判手続は、大きく五種類が存在する。すなわち、詳文を用いて巡撫までもたらす逐級覆審、定擬して通詳した後に知府と按察使が同時に覆審して巡撫が裁可する詳結、定擬して通詳した後に按察使が覆審して（あるいは知府と按察使が順次覆審して）巡撫が裁可する詳結、先行発落して専案で通詳する通報立案、そして先行発落して月ごとあるいは季節ごとにまとめて報告する彙報である。

このうち前三者は覆審の一類型と理解しうるものであり、後二者は自理の一類型と理解できる。ここより、当時の軽度命盜案件の裁判手続には自理と覆審の両方が存在していたことが分かる。

### 三 酌帰簡易条款と軽度命盜案件の裁判手続

#### 1 酌帰簡易条款

清代中期の軽度命盜案件の裁判において、逐級覆審、詳結、詳結、通報立案、そして彙報の五種類が存在することを明らかにした。それでは当時の軽度命盜案件の裁判において、いかなる理由でもって上記裁判手続が選択されていたか。また五種類の裁判手続の間にはどのような関係が存在したのか。

---

18) 『粵東省例新纂』（成文出版社、1968年）卷7、刑例盜賊「窃案季報」。

窃案計貯在五十両以上、照例分別勘辦外、其計貯五十両以下之案、由県訊明、並無另犯、即照例杖刺發落、列入季報具詳。

こうした問題について、『福建省例』の乾隆 45 年の規定が注目に値する<sup>19)</sup>。この省例によれば、福建省では従来、笞杖相当の窃盜案件を裁判する際、季節ごとの彙報の手続を採用していた。しかしこの手続は酌帰簡易条款が規定する手続とは異なるため、今後は酌帰簡易条款に依拠して定擬して通詳すること、すなわち詳結の方式を用いることを規定する。また、前述の通報立案に関する『西江政要』の乾隆 29 年の規定や彙報に関する『治浙成規』の乾隆 21 年の規定は、いずれも酌帰簡易条款を前提とする省例である。ここより、軽度命盜案件の裁判手続において、酌帰簡易条款が重要な意義を有していたことが分かる。

それでは酌帰簡易条款とはどのようなものか。北京の中国国家図書館に所蔵される『欽定酌帰簡易条款』がそれであると考えられる。これについて、目録上は「清高宗勅輯、清乾隆刻本」とあるのみだが、その巻首に収録される吏部題本よりおおよその経緯を知ることが可能である。この題本は、内容的に乾隆 18 年の前半部分<sup>20)</sup>と乾隆 20 年の後半部分<sup>21)</sup>に区分することができる。

題本の前半部分では、庶政簡易化に関して皇帝が審理するよう命令を下し、それを受けて中央で処理する案件については各衙門が九卿科道とともに建議すること、地方で処理する事件は督撫が建議することが述べられている。後半部分では、乾隆 20 年に督撫の建

19) 『福建省例』第 3 冊 913 ~ 916 頁、刑政例上「刁告抗審等事、誠屬閩民惡習、亟為整飭条款」

查酌帰簡易条款内開「窃案經獲贓賊、事主認贓明確、該犯供招輸服、徒罪以上、通報飭審、由府核轉外、其罪止杖刺、州縣即定擬通詳、上司核明、批示發落、毋庸候批覆審。如情節未確、仍批行復查」等語。閩省窃案、除罪應徒罪以上俱照例辦理外、所有被竊贓少之案、定有驗文通報、並設立循環簿填明、按季由府彙送各衙門查核之例。迨獲賊究結、僅於循環簿內填注、既與定例有違、且是否照例責刺、有無扳誣羈累、莫從稽考、實屬未協。應請嗣後贓少賊犯、罪止杖刺、照簡易条款議擬通詳候示、毋得擅行發落、致有漏縱。

20) 『欽定酌帰簡易条款』(中国国家図書館蔵、清高宗勅輯、清乾隆刻本) 1 ~ 2 頁、「吏部等衙門謹題為遵旨議覆事」。

乾隆十八年六月初五日、内閣奉上諭「……應何如酌帰簡易、俾庶政不病瑣屑、而親民者有教養之實、及民則得矣。其令九卿科道直隸總督及督撫因事在京者、詳悉定議以聞」欽此。臣等遵旨議覆、各衙門現行事例、有無閑輕重可以裁歸簡易之處、在內令各部院詳悉參酌、將應刪条款、交主稿衙門彙齊、会同九卿科道詳議具奏。至各省辦理事件、情形不一、或有繁碎難行應行酌改者、亦令各該督撫詳悉參酌、分別條款具題。請勅令該管衙門查核、彙送主稿衙門、会同九卿科道妥議具奏、等因。奉旨、「依議」欽此。

21) 『欽定酌帰簡易条款』(中国国家図書館蔵、清高宗勅輯、清乾隆刻本) 1 ~ 2 頁、「吏部等衙門謹題為遵旨議覆事」。

今據各省督撫將酌帰簡易事件分別条款具題到部。吏部查明應議条款、分送該管各衙門查核、咨送主稿衙門彙齊會議。臣等公同商核逐條參酌、其中有無閑輕重繁碎難行者、均應如各督撫所請裁省以歸簡易。其有事閑緊要未便刪改者、仍令各該督撫照舊辦理。至各省所請事件、有事屬相同而別省中重複具題、有事可通行而別省中未經題請者。臣等彙齊查核、均令各省查照議准条款逐一辦理。其各省情形不同、或有不能照依別省一体辦理者、令該督撫另行咨明該管衙門定議辦理。謹將議准、議駁事宜臚列条款、另繕清單、恭呈御覽。俟命下之日、行文内外各衙門遵照辦理……等因。於乾隆二十年五月初九日題、本月十五日奉旨「依議」欽此。

議が上がってきた後の対応について述べる。中央で督撫の建議内容を検討し、簡易化できることは議覆条款にまとめて簡易化し、簡易化が困難なことについては議駁条款にまとめて從来のまとめる。また各省で建議する内容で似通っているものは画一化を図り、各省で依拠することができない場合には別に建議させる。このようにして議覆条款、議駁条款をまとめたものが『欽定酌帰簡易条款』であり、前者は219条、後者は42条存在する。

したがって省例で言及する酌帰簡易条款は、乾隆20年に各省の督撫が提出した庶政の簡易化に関する建議を、中央での検討を経て、その結果をまとめて官僚に下された準拠すべき規範ということになる。その目的には、庶政の簡易化のほか、各省の手続の画一化も含まれていた。

## 2 酌帰簡易条款と軽度命盜案件の裁判手続の展開

次に問われるべきは、酌帰簡易条款において軽度命盜案件の裁判手続がどのように規定されていたかである。

『欽定酌帰簡易条款』の「刑部議覆条款」の中に軽度命盜案件の裁判手続に関する規定が収録されている<sup>22)</sup>。これによると、直隸総督は軽度命盜等の案件の詳結を提案し、四川総督は病故案件での「用驗申報立案」と軽度命盜等の案件の詳結を提案し、貴州巡撫は笞杖相当の窃盜案件での詳結を提案していた。そしてそれらの提案を受けた刑部は、軽度命盜等の案件における詳結を規定した。

酌帰簡易条款の中において、詳結の省内手続に関する具体的な規定は存在しない。しかし、先に紹介した『西江政要』の乾隆23年の省例は酌帰簡易条款施行以降の規定となるが、そこで規定する内容は、按察使が覆審して巡撫が裁可する詳結を府と按察使が覆審

22) 『欽定酌帰簡易条款』「刑部議覆条款」67~68頁。

據直隸總督方咨称、「真正命盜案件及犯該徒流以上等罪、或尋常案件案犯未齊贓跡未明、併案內有生監職員應通詳褫革者、均照旧例辦理外、其余自尽路斃之人命、贓未滿貫之窃盜、傷非金刃驗經平復之鬪毆、以及和姦聚賭私宰燒等案、罪止枷杖者、初審時情節既明、應即隨詳定擬請結、毋庸候批覆審」。

又據四川總督黃疏称、「一切自尽命案、其中有被勒而假裝自縊、被溺而捏稱自溺者。俱應照舊具詳候批。至旅店道路病故人等、已經驗訊明確、應令該州縣出具圖結用驗申報立案。不必具詳候批」。

又據貴州巡撫定疏称、「竊贓無幾罪止杖責、並賭博鬭毆私宰燒鍋和姦、罪至枷責外結事件、請飭州縣、於獲犯時訊確供情、即定議詳結、不必候批覆審」。

又據貴州巡撫定疏称、「事主赴州縣呈報失竊、經獲贓賊、事主認贓明確、該犯供招輸服、徒罪以上、通報飭審由府司核轉外、其罪止杖刺、州縣即定擬通詳、上司核明批示發落。如情節未確、仍批行復查。原僅擬罪未協、不妨核正指批遵照」等語。

查罪止杖刺枷責及自尽路斃人命、例應外結等案、應如該督等所請、令州縣官即行定擬通詳、上司完結、毋庸候批覆審。如情節未確、仍批行復查。原僅擬罪未協、准上司核正指批遵照辦理。

して巡撫が裁可する詳結 に変更するものである。ここより、酌帰簡易条款が想定する詳結の省内手続はおそらく詳結 となるのではなかろうか。

なお先に明らかにした軽度命盜案件の裁判における各手続と酌帰簡易条款の関係を考えてみると、逐級覆審を定める『湖南省例成案』は乾隆 12 年の省例であって酌帰簡易条款の施行以前となるのに対して、通報立案を定める『西江政要』の乾隆 29 年の省例と彙報を定める『治浙成規』の乾隆 21 年の省例はいずれも酌帰簡易条款の施行以降であってそれへの言及がなされている。ここより、後二者の手續は酌帰簡易条款の規定内容を前提として、その一部を変更するものであったと理解できる。

軽度命盜案件の裁判における各種手續と酌帰簡易条款の関係より、清代中期における軽度命盜案件の裁判手続は次のように展開したと言えるのではなかろうか。すなわち、酌帰簡易条款が施行される以前の乾隆 20 年以前の段階では、全国で画一化された手續は存在しなかった。それが乾隆 20 年になって酌帰簡易条款が施行されると、詳結 の手續が中央の定める画一的な手續となった。しかし乾隆 20 年以降、各省は酌帰簡易条款の規定を前提として、それぞれの事情を考慮して、時に省内において軽度命盜案件の裁判手続を変更することもあった。そしてその中には手続的に覆審を自理に改めるものも存在した、と。

### 3 手續の変化と外結

省内制度の変更について、例えば福建省では、乾隆 31 年の段階で詳結 を規定する省例が存在し、乾隆 45 年の段階では彙報から詳結へと手續を変更した。したがって、乾隆 31 年から 45 年の間に詳結 から彙報への変化が生じていたと考えられる。しかし乾隆 45 年に彙報はすでに手續上の「例」と称せられていたことからすれば、その段階すでに相当程度安定的な手續になっていたと考えられる。この福建省の事例から考えれば、軽度命盜案件の裁判手續の変更は比較的頻繁になされていたと言えるのではなかろうか。

ところで、こうした変更を可能にした理由は何であろうか。その理由としては、軽度命盜案件の裁判が「外結」であったためと考えられる。一般に外結とは省内で完結する手續を指し、中央で完結する「内結」の対となる手續用語である。軽度命盜案件に関しては、『欽定酌帰簡易条款』において「查罪止杖刺枷責及自尽路斃人命、例応外結等案」という言及があり、軽度命盜案件は外結であることを明言している。手続的にも、逐級覆審、詳結 、詳結 はすべて巡撫の裁可によって完結する手續であるし、通報立案と彙報は州県

官の自理であるため、これらはすべて省内で完結する手続である。

外結について、軽度命盜案件の裁判手続に関するものでは『福建省例』には、問題を起こした官僚を寛大に処分する際に外結であることを理由とする事例<sup>23)</sup>や、省内で私塩に関する褒賞規定を変更する際に外結であることを理由とする事例<sup>24)</sup>が確認できる。これらは外結であることで柔軟な対応を行っているものである。軽度命盜案件の裁判手続もまた、このような外結の事例と同様、外結であることによって省内の状況に応じて柔軟な対応がなされたと考えられる。これが手続の変更が比較的頻繁であった理由であろう。

#### 四 結語

清代中期の軽度命盜案件の裁判手続には、逐級覆審、詳結 、詳結 、通報立案、そして彙報の五種類が存在し、うち前二者は覆審、後二者は自理であった。

従来、軽度命盜案件の裁判においては全国で画一化された手続は存在しなかった。乾隆20年に酌帰簡易条款が施行されたことによって、詳結 が画一の手続として規定された。しかし各省では時に詳結 、通報立案、彙報といった手続を採用した。こうした手続の変更が比較的頻繁であった背景には、軽度命盜案件が外結の案件であったことが考えられる。

最後に、清代後期の軽度命盜案件の裁判手続について、本報告で紹介した史料のうち『粵東省例新纂』は道光25年段階の規定である。ここから推測するに、道光末年に至るまでは酌帰簡易条款が施行されて以降と同様の状況が続いていると考えられる。しかし咸豐期以降、太平天国の時期になると、死刑の一方法たる就地正法ですらその手続は本報告で言うところの通報立案の方式となった。そのため、この時期において軽度命盜案件の裁判で詳結や逐級覆審といった覆審の方式が用いられていたとは考えづらい。太平天国が収束した同治後期以降、従来の裁判手続への回帰が試みられたが、その対象は内結案件の手續が中心であった。そのため、軽度命盜案件の裁判手続は咸豐期以降、自理に固定化され、こうした清代後期の状況があるいは『清史稿』等の史料に反映されたのではなかろうか。

日時：平成25年7月2日午前11時～午後0時30分

場所：南開大学法学院本館303教室

23) 『福建省例』第3冊、611～614頁、船政例「辦理軍工應需料物、不許派令業戶行保領價代買」。

24) 『福建省例』第2冊、576頁、塩政例「各屬報獲私塩變價銀兩分別充賞」。